

様
他 23名 様

武蔵野市長 小 美 濃 安 弘



調整会開催要否決定通知書

令和 6 年 6 月 7 日付けで請求のあった調整会の開催については、~~（開催する）~~~~（開催しない）~~ことを決定したので、武蔵野市まちづくり条例第61条第4項の規定により、次のとおり通知します。

なお、調整会の開催の日時及び場所は、武蔵野市まちづくり委員会が後日通知します。

開発事業の名称		（仮称）武蔵野市・小金井様マンション新築工事
開発区域 の場所	地名地番	武蔵野市境 2 丁目 863 番 10、868 番 2 及び 889 番 12
	住居表示	武蔵野市境 2 丁目 14 番 2 号
開催しないことを 決定した理由		
備考		請求理由を精査した結果、調整項目（議題）については別紙のとおり限定いたします。

注 この通知書の内容は、武蔵野市まちづくり条例第61条第4項の規定により公表します。

調整会の議題は以下のとおりとします。

- 1 計画建物の共用廊下を外廊下式から内廊下式とし、内廊下に窓を付けるならば非開閉の曇りガラス等にしてください。
- 2 日照時間について、関係法令をおしなべて一律に適用するのではなく、人が生活している実際の状況に応じた補正を行ってほしい。
- 3 計画建物の北面と北側敷地境界線との間を少なくとも3 m程空けてください。
- 4 落雪、落氷について
 - ① 落雪、落氷は起きることを認識して、どのような対策を取るのかを示してください。
 - ② 計画敷地内に落雪、落氷させてください。
 - ③ 使用する雪止め金物を明らかにし、安全性を示してください。また、点検方法や点検頻度を具体的に示してください。
 - ④ 雪止め金物自体が劣化及び風で煽られることで落下する危険性について説明してください。
 - ⑤ 後付けのアタッチメントは脆弱であり危険なため、抜本的な対策を取ってください。
- 5 計画建物の北面及び西面の外壁は光を吸収しない白色として、建物の影響で暗くなることを可能な限り軽減してください。
- 6 10階建て賃貸マンションよりも、広く武蔵野市民が利用でき、駅前立地ならではの利便性を活かせる低層の商業施設にするよう計画を見直してください。



- 7 店舗用駐輪場は敷地内西側のみにしてください。また、複数の無断駐輪された自転車が倒れると極めて危険であることを強く認識して自転車置き場を設置してください。



